

# 生活保護法・中国残留邦人等支援法 指定介護機関届出事項一覧

指定介護機関において次の事項に変更が生じた場合は、10日以内に届出が必要です。

届出を要する事項	指定 申請書	誓約書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届	処分届
(1)新たに指定を受ける場合	(○) 注1							
・介護保険事業所番号、保険医療機関番号が変更となった場合	(○) 注1		(○) 注2					
(2)既に指定介護機関である場合				○				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護機関の名称、所在地を変更した場合</li> <li>・指定介護機関の所在地が住居表示の変更・地番整理等により変更された場合</li> <li>・開設者の氏名（名称）、住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合</li> <li>・開設者の住所（主たる事務所の所在地）が住居表示の変更・地番整理等により変更された場合</li> <li>・開設者法人の代表者を交代した場合</li> <li>・管理者の氏名、住所を変更した場合</li> <li>・管理者の住所が住居表示の変更・地番整理等により変更された場合</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天災その他の原因により、指定介護機関の建物又は設備の相当部分が滅失又は破損した場合</li> <li>・指定介護機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合</li> <li>・指定介護機関の開設者が、当該指定介護機関又は当該業務を廃止した場合</li> </ul>			(○) 注2					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天災その他の原因により、指定介護機関の建物若しくは設備の一部が損壊し、正常に介護を担当することができなくなったが、当該指定介護機関の開設者がこれを復旧する意志及び能力を有する場合</li> <li>・指定介護機関に勤務する訪問介護員、介護支援専門員等の従業員が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に介護を担当することができなくなったが、当該指定介護機関の開設者がこれを補充する意志及び能力を有する場合</li> <li>・指定介護機関の開設者が自己の意志により当該指定介護機関又は当該業務を休止した場合</li> </ul>				○				
・休止した指定介護機関を再開した場合					○			
・生活保護法の指定介護機関の指定を辞退しようとするとき (※辞退届を届け出た日から30日以上の予告期間が必要です。)							○	
・他法による処分を受けた場合								○

(注1) 平成26年7月1日より、介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関は、生活保護法においても指定(中国残留邦人等支援法の指定も含む。以下同じ。)を受けたものとみなされますので、指定申請が必要な介護機関は次の①又は②に該当する介護機関のみとなります。

- ① 平成26年6月30日までに介護保険法による指定又は許可を受けていた介護機関が、平成26年7月1日以降に生活保護法による指定を受けようとする場合
- ② 平成26年7月1日以降指定を不要とする別段申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合

(注2) (注1)の①又は②に該当する介護機関若しくは平成26年6月30日までに生活保護法による指定を受けた介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)は、廃止届の提出が必要です。

また、廃止届には指定通知書を添付してください。紛失した場合には、紛失届を提出してください。